

岩沼市民図書館資料除籍基準

(目的)

第1条 この基準は、岩沼市民図書館における資料の除籍に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 資料の適正な管理を図り、利用者の多様な知的欲求に応えうる蔵書構成を維持するために、資料の除籍を行う。

(除籍対象資料)

第3条 除籍の対象となる資料及びその基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 亡失資料

- ア 蔵書点検の結果所在不明となった資料で、3年以上所在不明のもの
- イ 貸出中の資料で督促等の努力にもかかわらず、返却期限日から3年以上回収不能のもの
- ウ 利用者の過失により亡失、破損又は汚損した資料で、同一資料での弁償が不可能なもの
- エ 不可抗力による災害によるもの

(2) 不用資料

- ア 汚損、破損が著しく、補修が不可能なもの
- イ 時間の経過によって利用頻度が下がった資料で、複本や類書のあるもの
- ウ 時間の経過によって内容が古くなり、資料的価値が低下したもの
- エ 新版、改訂版等の入手により、資料的価値が下がったもの

(除籍対象外の資料)

第4条 次の各号の資料については、原則として除籍の対象としない。

- (1) 郷土資料、行政資料で複本がないもの
- (2) 類書がない、または少ない分野の資料

(除籍資料の処分)

第5条 除籍した資料の処分は、次のとおりとする。

- (1) 除籍資料のうち、再利用できるものは市民や市内公共施設等に提供し、有効活用する。
- (2) 再利用できないものについては廃棄する。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、資料の除籍に関する必要事項は、図書館長が別に定める。

附則

この除籍基準は令和3年4月1日から施行する。